## 令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	35	
対象	.税目	個人住民税 法人住民税 事業税   不動産取得税   固定資産税 事業所税 その他 ( )
要望 項目名		特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 不動産特定共同事業法上の特例事業者等の不動産特定共同事業契約に基づく一定要件を満たす不動産の取得
		・特例措置の内容 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置(不動産取得税の課税標準額から 1/2 を控除する)について、適用期限を2年間(令和7年3月31日まで)延長するとともに、建物用途に保育所を追加する。
関係	条文	<ul><li>○ 地方税法附則第 11 条第 12 項</li><li>地方税法施行令附則第 7 条第 16 項から第 21 項まで</li><li>地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 15 から第 3 条の 2 の 18 まで</li></ul>
	似 込額	[初年度] ▲9.2( ▲57.8 ) [平年度] ▲9.2( ▲57.8 ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	(1)政策目的 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアのプ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化に資する優良な都市ストックの形成を促進する。また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、宿泊施設・介護施設等の不動産の開発等の事業を促進し、そこで営まれる事業における雇用創出による地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を後押しする。全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。
		(2)施策の必要性 不動産の証券化を推進し、都市機能の向上及び地域活性化を図るためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、特例事業者等が不動産を取得した場合の課税標準の特例措置を延長することが必要である。また、政府は、待機児童の早期解消及び女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。待機児童問題をはじめとする社会課題の解決のために、特例事業者等が保育所を用途とする施設を取得しやすくする環境を整備することで、目間資金が保育所の整備に振り向けられ、優良な保育所の供給が促進される効果が期待されるため、税制上の特例措置の要件を拡充する必要がある。
対応	望に する 或案	

政策体系における政策目的の位置付け		「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定) 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」      「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)「不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。」      政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」業績指標 95 「リート等の資産総額」参考指標 165 「空き家・空き店舗の再生による新たな投資」			
政策の 達成目標		リート等の資産総額 (2020 年:約25 兆円→2030 年頃:約40 兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額)			
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	(令和4年度から令和6年度の平均値:約5.0億円) 2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)			
	同上の期間中 の達成目標	リート等の資産総額 (2020 年:約25 兆円→2024 年:約32 兆円→2030 年頃:約40 兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額) (令和4年度から令和6年度の平均値:約5.0億円)			
政策目標の 達成状況		令和3年度末時点のリート等の資産総額:約27兆円 小規模不動産特定共同事業の出資総額: 令和2年度:約0.98億円、令和3年度:約5.5億円 (令和2年度から令和3年度の平均値:約3.2億円)			
要望の措置の 適用見込み		令和 5 年度:17 件 令和 6 年度:17 件			
要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取りの際の経済的なインセンティブとして有効である。			
		特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等 に係る税率の特例措置(登録免許税)(租税特別措置法第83条の3)			
	る置	る置 政達 政達 要適 要効(有 当以 か で で で で で で で で で で で で で で で で で で			

	「地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進」 令和5年度予算概算要求額 13百万
予算上の措置等 の要求内容 及び金額	「ESG 投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和5年度予算概算要求額 30百万
	「金融技術の進展等を踏まえた不動産投資市場の環境整備」
	令和5年度予算概算要求額 20百万
上記の予算上	上記の予算上の措置は、専門家派遣等の人的支援を通じた、不動産証券化手法を活用した事
の措置等と	業の推進及び不動産投資市場をとりまく環境の変化に対応した市場の環境整備を目的としたも
要望項目との	のであり、特例事業者等が不動産取得をする際の経済的インセンティブとなる本特例措置とあ
関係	いまって、不動産投資市場の拡大を図るための施策である。
要望の措置の 妥当性	建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など、不動産の開発・改修を伴う民間 事業に出資等を募る場合は、不動産特定共同事業が適している。また、地域経済の活性化や空 き家等の再生を図る上でも、中小規模の案件に適する不動産特定共同事業について税制の特例 措置を講じることは妥当である。

		適用件数	減収額(百万円)				
	平成29年度	3	45.36				
	平成30年度	1	8.11				
税負担軽減措置等の	令和元年度	0	0				
適用実績	令和2年度	5	46.1				
	令和3年度	7	21.1				
	※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。 ※減収額は推計。						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績							
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。						
前回要望時の 達成目標	リート等の資産総額 (2015 年:約15 兆円→2020 年頃:約30 兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額) (令和2年度から令和4年度の平均値:約3.7億円)						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	令和3年度末時点でリート等の資産総額は概ね 30 兆円となっており、上記達成目標 (2020年頃までに約30兆円)をおおよそ達成している。 令和2年度から令和3年度の空き家・空き店舗の再生による新たな投資の平均値は約3.2億円となっており、かつ令和3年度は令和2年度の約5.5倍と、上記達成目標 (令和2年度から令和4年度の平均値:約3.7億円)に向けて着実に推移している。						
これまでの要望経緯	平成25年度 創 平成27年度 延 平成29年度 延 令和元年度 延 令和3年度 延	長·拡充 長·拡充 長					